

通 知 預 金

2019年4月1日現在

商品名(愛称)	通知預金
販売対象期間	・法人、個人 ・期間の定めはありません ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時解約(一括払戻し)できます ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時(払戻時)に一括して支払います ・付利単位を100円とし、1年を365日として日割で計算します
税金	☆法人のお客さま・・・総合課税 15.315% ☆個人のお客さま・・・源泉分離課税 20.315% (マル優をご利用の場合は除きます) ・2013年1月1日～2037年12月31日までの期間は、復興特別所得税が付加されております。 ・税制改正により、法人のお客さまがお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
手数料 付加できる 特約事項	—————
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います
金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利ボードによりご案内しております 詳しくは窓口へおたずねください
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部(9時～17時、フリーダイヤル0120-191142)にお申し出ください ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい
その他参考となる事項	・預金保険制度の対象預金となります 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して1,000万円までとその利息が対象となります ただし、元本の合計には決済用預金(当座預金、無利息型普通預金)は含まれません ・個人の方はマル優のご利用ができる場合もありますので、窓口でご確認ください